中国の会社印：
何が変わったか

誤解

印章を持つ者が会社を支配する

原則

裁判所はまず、押印の時点で署名者に権限があったかどうかを審査します

根拠

- 全国法院民商事審判工作会議紀要（法〔2019〕254号）第41条、2019年11月8日
- 最高人民法院（SPC）司法解釈（法释〔2023〕13号）第22条、2023年12月5日施行

結論

印章は権限を裏付けるものであり、権限に代わるものではありません

印章の道のり：
営業許可証から銀行まで

1 **営業許可証**
市場監督管理局（AMR）が発行します

2 **刻印業者の選定**
会社が自ら選びます。2017年以降、個別の許可は不要です（国发〔2017〕7号）

3 **PSBへの届出**
刻印業者が印章の情報を公安局に届け出ます（备案）

4 **銀行への届出印の登録**
財務専用印と法定代表者印の印鑑見本を銀行に提出します

事実

2025年4月から、印章刻印業は届出制に移行しました（发改体改规〔2025〕466号）

重要

必要な印章の組み合わせは事業内容によって異なります。税関印は貿易会社には必要ですが、コンサルティング会社には不要です

VITA LIBERTA™

公印（公章）：最も広い権限

外観

- 円形、赤色
- 中央に五芒星
- 登記された会社の正式名称（中国語）を円周に沿って配置

用途

契約書、委任状、行政機関への提出書類

注意

英語表記のスタンプや形状の異なる印影は、所定の様式（国发〔1999〕25号）に適合しません。その場合は登記情報と署名者の権限を確認すべきです。ただし、様式に合わない印影であること自体によって、会社が契約上の責任を免れるわけではありません

財務専用印と法定代表者印：セットで機能する

財務専用印（财务专用章）

口座開設、支払書類、税務申告

法定代表者印（法定代表人名章）

営業許可証に記載された法定代表者の個人名の印章

共通点

いずれもPSBに届け出たうえ、印鑑見本として銀行に登録します

よくある、代償の大きいミス

両方の印章を一人の経理担当者に預けること。そうなると、一人で口座を完全に動かせてしまいます

VITA LIBERTA™

デジタル発票：
押印なしで完全な効力

紙の発票

発票専用印（发票专用章）がなければ控除に使用できません

デジタル発票（数电发票）

- 2024年12月1日から全国で運用開始（国家税務総局（STA）公告2024年第11号）
- 電子形式でのみ存在
- 紙の発票と同等の法的効力
- 税務デジタルアカウントを通じて交付され、受領者がアカウント上で用途確認を行う

まとめ

印章が廃止されたわけではありません。紙で作成される書類には引き続き必要です

WFOEの印章：位置づけとリスク

印章	位置づけ	実務とリスク
公印	必須、PSBへ届出	リスク最大：分離保管、使用記録簿
財務専用印	必須、銀行に印鑑見本	法定代表者印とセットで使用
法定代表者印	銀行に印鑑見本	代表者変更時に作り直し
契約専用印（合同专用章）	任意	権限委譲に便利、効力は契約書のみ
税関印	輸出入業者向け	これがないと申告できない
発票専用印	紙の書類向け	デジタル発票には不要

最低限

公印と財務専用印。その他は会社の事業内容と銀行の要件によって決まります

VITA LIBERTA™

同等の効力を持つ3つの合意方法

中国民法典第490条

契約書の形式で締結する契約は、各当事者が次のいずれかを行った時に成立します

- 署名、
- または押印、
- または指印

キーワードは「または」

押印は独立した合意の方式であり、署名に必ず添えるべきものではありません

例外

署名と押印の両方があって初めて契約が成立すると当事者が合意した場合は、両方が必要です。押印がなければ、その契約は会社を拘束しません（SPC司法解釈第22条）

「印章を認める」から「権限を確かめる」へ

従来

「人ではなく印章を認める」（认章不认人）

現在

- **2019年、紀要第41条：**裁判所はまず、署名者に会社を代表または代理して行為する権限があったかを認定します
- **2023年、SPC司法解釈第22条：**従業員が権限の範囲内で行為した場合、会社は印影が届出印と一致しないことや偽造であることを理由に契約を免れることはできません

重要

印章の偽造は3年以下の有期懲役に処されます（中国刑法第280条）。それでも、権限のある者が偽造印を押して締結した契約は、会社を拘束する可能性があります

VITA LIBERTA™

電子印章：4つの条件を満たせば同等の効力

信頼性の要件（電子署名法第13条）

1 作成データが署名者のみに帰属している

2 署名時に、作成データを署名者のみが管理している

3 署名後の署名の改変を検知できる

4 署名後の文書の改変を検知できる

電子印章管理弁法（国办发〔2025〕33号）

- 2025年10月9日施行
- 実物の印章と同等の効力を付与（第5条）
- 原則：「所有する者が管理し、押印する者が責任を負う」（第21条）

例

浙江省では、新設会社は電子営業許可証とあわせて電子印章4個を無料で取得できます

結論

鍵へのアクセスには、金庫へのアクセスと同じルールが必要です

VITA LIBERTA™

会社はどこで損失を出し、どう防ぐか

リスク	対応
法定代表者が退任し、印章を持ったままになっている。変更登記が完了するまで、その者の行為が会社を拘束するおそれがあります（会社法第34条）	引渡書を交わして印章を回収し、銀行と取引先に通知する
法定代表者が辞任した。30日以内に後任を確定しなければなりません（第10条）	決議書とAMRへの提出書類を準備する
偽造印影が見つかった。偽造者は3年以下の刑に処される可能性があります（中国刑法第280条）	PSBに被害を届け出て、その印影のある契約書をすべて確認する

3つのルール

- **使用記録簿：**日付、書類、承認者
- **分離保管：**全印章を一人で持つ者はいない
- **支払の二重承認：**限度額を超える金額は、出資者が銀行システムで追加承認する

まとめ

誰がいつ押印したかを記録している会社は、自社の債務を自らコントロールできます

VITA LIBERTA™

CONTACTS

VITA LIBERTA LIMITED

www.vitaliberta.hk

Office room 68, 7/F, Woon Lee Commercial Building, 7 Austin Ave, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

+852 6841 6177

legal@vitaliberta.com



Hangzhou office (China):

Room 815, Building 3, Zhonghao Wangjiang International, No. 332 Wangjiang East Road, Shangcheng District, Hangzhou City

Direct line:

+86 130 7361 7169

VITA LIBERTA®